

請願と陳情

請願・陳情は、市政などに関する要望や意見を、直接市議会に提出できる制度です。

請願は市議会議員の紹介が必要ですが、陳情はその必要がありません。

受け付けられた請願は慎重に審査し、審議結果を請願者へ通知します。陳情は受理したのち全議員に配布されます。原則審査は行われません。

請願・陳情は常時受け付けていますが、請願については、定例会ごとに提出期限が設けられています。

○請願・陳情の出し方

邦文を用いて、請願・陳情の趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所を記載し、署名又は記名押印して議会事務局 議事調査課へ提出してください。

請願の場合は、請願を紹介する市議会議員の署名または記名押印が必要になります。

署名簿を提出する場合は、必ず原本の提出となります。署名簿の頁ごとに請願(陳情)件名とその要旨(内容)を記載し、各自、署名したものを提出してください。

書類は、なるべくA4判で、簡潔に記載してください。

【記載例】

年 月 日	
松戸市議会議長	
請願(陳情)者	
住所	
氏名	印
〇〇に関する請願(陳情)	
請願(陳情)趣旨	
請願(陳情)事項	

請願・陳情者の署名 または 記名押印

請願の場合、紹介議員の署名 または 記名押印

本会議を傍聴される方へのお願い

市議会の円滑な運営のため、傍聴されるときには、次のことを守ってください。

- ・議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- ・談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと
- ・はち巻き、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
- ・帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと
- ・飲食・喫煙をしないこと
- ・みだりに席をはなれ、または不体裁な行為をしないこと
- ・携帯電話、その他の情報通信に関する機器の電源を切ること
- ・その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと



※写真撮影等は、議長の許可が必要となりますので、前もって事務局に申請してください。(フラッシュは不可)

※受付場所は、議会棟地下1階です。

情報公開

■インターネット議会中継(ライブ中継・録画中継)

本会議の様子をライブ中継しています。会議の翌日夕方からは、録画中継もご覧いただけます。

■会議録検索システム

本会議、常任委員会、予算・決算審査特別委員会の会議録を検索できます。

■まつど議会だより

定例会ごとに、新聞折込、市内駅、市の施設等で配布しています。

市議会のしおり



松戸市議会事務局

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-7382

E-mail mcgikaigiji@city.matsudo.chiba.jp

市議会

ホームページ

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/gikai/index.html>



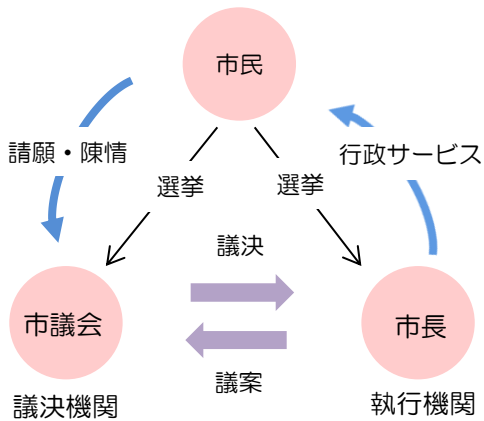
市政と市議会

松戸市をより快適で住みよいまちにしていくために、市役所は、市民の生活と深くかわる仕事をしています。

市政を進めるうえで、全市民が話し合っ決めていくことが理想ですが、現実にはとても難しいため、選挙で市議会議員や市長を選び、市政の運営をゆだねます。

市議会は予算や条例などを審議・決定し市政の方向を示したり、市政が適正に行われているか確かめる役割をもちます。市長は市議会で決定した予算や条例にそって、市政を進めていく役割があります。

このような役割分担から、市議회를意思決定機関あるいは議決機関といい、市長、教育委員会、選挙管理委員会などを執行機関といいます。両者はみなさんの信任を基盤として対等の立場で、車の両輪のように均衡と調和を保ちながら、お互いにけん制し、議論しあいながら、市政の発展のために活動しています。



市議会の構成

○議 員

松戸市議会議員の条例定数は44人です。任期は 4 年です。

○議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表するとともに、議事を整理し、議会の事務を処理する権限をもっています。副議長は、議長が不在の時などにその代わりを務めます。

○会 派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まってできる団体を会派といいます。松戸市議会では、会派は3人以上で構成する団体としています。

令和 7 年 3 月 7 日現在			
市民クラブ	14 人	政策実現フォーラム・社民	3 人
公明党	10 人	立憲民主党	3 人
まつどみらい	5 人	無所属	4 人
日本共産党	4 人		

○議会事務局

議会運営を円滑に進めるために議会事務局を設置しています。現在 21 人の職員で議会運営に係わる事務を行っています。

市議会のしくみ

市議会には、定例的に開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。

松戸市議会では、定例会は年 4 回(3・6・9・12月)開かれます。

市議会の会議は、本会議と委員会の 2 つに分けられます。

○本会議

全議員が議場で議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議です。市長が招集し、市議会が会期を決定します。この会期中に提出された議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や討論が行われた後、採決します。

また、議員が市長などに対して市政全般について質問する一般質問も本会議で行われます。松戸市議会では、3 月定例会の一般質問は、各会派の代表が市長の施政方針の内容を中心に質問する代表質問となります。(会派に属さない議員は個人質問が行えます)

○委員会

市役所の仕事は範囲が広く専門的なので、議員全員が集まる本会議で十分な審議が困難です。そこで、議案などを専門的、合理的、能率的に審査するために委員会があります。委員会での審査の経過と結果を本会議で報告します。

委員会には、常設されている常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会があります。

◆常任委員会◆

松戸市議会には、現在 4 つの常任委員会があり、議員は必ずどれかの委員会に所属しています。定数は各常任委員会 11 人です。

委員会名	所管事項
総 務 財 務 常任委員会	会計管理者、総務部、総合政策部、財務部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
健 康 福 祉 常任委員会	健康医療部、福祉長寿部、子ども部、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項
教 育 環 境 常任委員会	市民部、文化スポーツ部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項
建 設 経 済 常任委員会	経済振興部、街づくり部、建設部、都市再生部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事項

◆議会運営委員会◆

円滑な議会運営を行うために設置されています。定数は 14 人、現員数は 11 名です。

委員会名	所管事項
議会運営 委 員 会	議会の運営に関すること 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること 議長の諮問に関すること

◆特別委員会◆

特定事件を審査するために、設置することができます。

議事進行

松戸市議会の議事は、おおよそ次の順序で進められます。

招
集

開 会

▼ 会期決定

▼ 議案上程

▼ 提案理由説明

▼ 議案質疑

▼ 委員会付託

▼ 採 決

▼ 閉 会

一般質問

議案に関係なく、市政全般について市長など執行機関の考えや方針などを質問します。

議案の不明確な点や疑問点を提案者に問いたします。

議案や請願などをより慎重に専門的、能率的に審査するため、それぞれ所管の委員会に託します。

本会議

委員会審査

各委員会に付託された議案などに質疑、討論などを行い、委員会として意思決定します。



委員会

委員長報告

各委員長から委員会での審査、調査の経過と結果を報告します。

質 疑

委員長報告に対して、不明確な点を委員長に問いたします。

討 論

議案などについて、賛成・反対の意見を述べます。

採 決

議案などについて、賛否の意思を明らかにします。

閉 会

